## 令和5年度 秋田県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

公益財団法人あきた企業活性化センター(以下、「センター」という。)では、中小企業庁(以下、「国」という。)令和5年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点、以下「拠点」という。)」の実施にあたり、秋田県内の中小企業・小規模事業者の経営相談等に対応していただくコーディネーターを次のとおり募集します。

## 1 よろず支援拠点の概要

### (1)目的

中小企業・小規模事業者(以下、「企業等」という。)が抱える売上拡大や経営改善等の経営 課題に対してワンストップで対応し、企業等の活性化を図ります。

また、地域の支援機関・専門家等と連携体制とともに支援モデル・ノウハウ等を共有し、支援能力向上を図ります。

### (2) 事業内容

拠点に配置するチーフコーディネーター(以下、「チーフ」という。)及びコーディネーターが、支援機関や金融機関、自治体等と連携をしながら、企業等の課題の解決に向けた活動を行います。

### 2 募集内容

- (1) 募集職種 秋田県よろず支援拠点コーディネーター
- (2)募集人員 1名
- (3) 従事場所 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階 公益財団法人あきた企業活性化センター内 ほか支援事業者先等
- (4) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで ※委嘱契約により業務に従事していただきます。
- (5) 契約額 報酬日額 25,000円 月末締/翌21日支払 ただし年度末等には変更となることがある 業務への従事が半日の場合は日額の半額となる
- (6)諸手当等 業務委託のため時間外等の手当は支給しない なお、業務により生じる旅費は当センターの規則に基づき別途支給
- (7) 社会保険 なし(対象外)
- (8) 従事日数 月8日程度(土日、祝日、年末年始を除く)※協議の上決定
- (9) 従事時間 原則8時30分~17時15分(うち休憩時間60分) 4時間以上7時間45分未満の勤務日は半日扱いとする

# 3 業務内容

チーフを補佐し、チーフ及びセンターの指導の下で次の業務を行います。

① 企業等の経営課題解決に向けた相談・フォローアップ

- ② 経営課題解決に資するセミナーの開催
- ③ 広報活動等によるよろず支援拠点のPR、新規相談者の掘り起こし
- 4 会議や研修等への参加
- ⑤ 相談の記録及び業務報告書の作成
- ⑥ その他上記に関連する付随業務

## 4 応募資格

以下(1)~(6)のすべてを満たすことを条件とします。

- (1)企業等が抱えるあらゆる経営相談に対話と傾聴を通して親身に対応し、その過程において 事業者の将来ビジョン・ありたい姿を実現するための経営課題を解決に導く具体的アドバイス と丁寧なフォローアップができること
- (2) 以下に該当する能力・資格を有していること
  - ① 中小企業診断士またはそれと同等の専門性・能力のある方
  - ・行政機関・大学・研究機関・民間企業等における企業等への支援実績があり、売上拡大・ 経営改善等、経営全般にかかる支援プロジェクトを管理コントロールできること
  - ② その他、中小企業支援に資する高い専門性・能力をお持ちの方
- (3) 自らスキル向上や知識習得に励み、中小企業支援の質の向上に努めることができること
- (4) 普通自動車運転免許(AT限定可)及び自家用車を有し、県内企業の訪問などの業務遂行が可能であること
- (5) パソコン (ワード、エクセル、パワーポイント等)、インターネット (電子メール、インターネット検索、チャットツール等)、オンライン相談 (Microsoft Teams 等) を活用した資料作成、報告業務、相談業務が可能であること
- (6) 他のコーディネーター、センター職員等と協力・連携して業務を行うことができること

### 5 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募、面接に要した費用は、全て自己負担となります。
- (2) 委嘱した場合、プロフィール等の情報をホームページ等で公表します。
- (3) 本事業の支援で得られた全ての成果は、原則として支援を受けた事業者に帰属します。
- (4) コーディネーターは、本事業により支援を受けた事業者の秘密を厳守するとともに、これ を自己の利益に利用してはいけません。本事業の終了後も同様とします。
- (5)次のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消し、氏名や取消理由などを公表することがあります。
  - ① 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③ センター、国等に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ④ 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
  - ⑤ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
  - ⑥ その他、公的機関が委嘱する支援者として不適格と認められる場合

# 6 選考

(1) 選考方法

書類選考の後、選考委員による個別面接を行い、採否を決定します。書類選考の通過者には 面接日時・場所等を別途連絡します。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、書面等で通知します。なお、結果に関する問い合わせについては回答いたしかねますので、御了承ください。

# 7 募集スケジュール (予定)

(2)募集締切 令和5年12月28日(木) 17時必着

## 8 応募方法

次の提出書類を、郵送(簡易書留が望ましい)または持参にてご提出ください。なお、提出された応募書類は返却いたしません。ただし、秘密保持には十分配慮します。

- (1) 様式1 応募申請書
- (2)様式2 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 履歴書(任意書式、最近6か月以内に撮影した本人の写真を貼付のこと)

## 9 応募書類提出及び問合せ先

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談課 鈴木、木村 住所:〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

電話: 018-860-5610 メール: akita. yorozu@bic-akita. or. jp